平成２５年（フ）第５０号
東京都小金井市梶野町３丁目２番７号第２フラッツ203
債務者　高橋　　舞（旧姓勇川）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７号
静岡市駿河区下川原５丁目15番13号　エネトピアⅢ201号
債務者　高山　和芳
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９０号
栃木県大田原市浅香１丁目10番３号
債務者　大和田美雪
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２６７４号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目30番40―408号
債務者　鶴田　敏矩
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１号
静岡県焼津市焼津１丁目15番20号　セジュールたたら201号
債務者　秋山　元樹
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４号
静岡市葵区新富町３丁目６番地の３　筑地アパート101号
債務者　浅原　芳恵
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４０号
岡山市中区江並295番地13
債務者　合田　敏雄
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３号
東京都八王子市久保山町２丁目46番地２３―304
債務者　飯田　　勉
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
岡山市中区湊101番地30
債務者　中嶋　惠子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５号
北海道川上郡標茶町字熊牛原野西２線８番地
債務者　倉戸　妙子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６９７号
岡山市中区高島新屋敷380番地１エグゼクティブリゾート303
債務者　吉野　靖司
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３１５号
東京都練馬区練馬１丁目16―13―101
債務者　上原　淳子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０５号
東京都墨田区京島２丁目15―４―202
債務者　舩木　正也
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２５号
千葉県成田市土屋169―１　シティハイツ葵Ⅱ103
債務者　木村　幸一
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２６号
千葉県船橋市海神６丁目２―１―305
債務者　田崎　理愛
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６０号
大阪府大東市三箇５丁目５番２号　ハイツ西川205号
債務者　尾山　義和
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部